

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業概要

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組を行う医療機関（医科・歯科）・薬局・訪問看護ステーション・助産所（以下「医療機関等」という。）に対して、感染拡大防止対策等に要する費用を補助する

2 対象医療機関等

宮城県内の医療機関（医科・歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所

※医療機関は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る

※この補助金と重複して「宮城県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金」の交付を受けることはできない

3 対象経費

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する費用
- ② 院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用

※ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く（取組事例）

- ・ 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備
 - ・ 待合室等施設内の混雑を生じさせないように、予約の拡大や整理券の配布、掲示等を行い、患者等に適切な受診の仕方を周知
 - ・ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
 - ・ 電話等情報通信機器を用いた診療、指導、相談及び連携体制等の確保
 - ・ 感染防止のための个人防护具等の確保
 - ・ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）
 - ・ 歯科用ユニット及びその周囲を患者の診察が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピング、歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入など
 - ・ 在宅療養における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布により患者や同居する家族等に説明し、理解や協力を求める
- ※上記は例示であり、これに限られるものではない

4 交付額

対象経費の実支出額と下記の医療機関等の種別ごとの上限額を比較し、低い方の金額

医療機関等の種別	補助上限額
病院（医科・歯科）	200万円＋5万円×病床数
有床診療所（医科・歯科）	200万円
無床診療所（医科・歯科）	100万円
薬局・訪問看護ステーション・助産所	70万円

5 申請方法等

申請方法は下記のⅠからⅣのいずれかによる。

なお、精算交付申請については、今後詳細が決まり次第案内を行う。

Ⅰ オンライン請求システム（原則）

- ① 県ホームページにおいて、交付申請書様式（紙媒体以外）をダウンロード
※ダウンロード後、ファイル名を変更しないでください。
- ② 交付申請書様式のうち、事業計画書（様式2-1）に必要事項を入力後、提出用ファイルを出力
※紙媒体以外の場合、様式1及び様式3は自動入力
- ③ 国保連のオンライン請求システムへログインし、②により出力したエクセルファイルをアップロード

Ⅱ Web 申請受付システム

※①及び②は「Ⅰ オンライン請求システム」と同じ

- ③ 下記URLから「Web 申請受付システム」にアクセスし、利用者登録後、②により出力したエクセルファイルをアップロード

【公益社団法人 国民健康保険中央会 Web 申請受付システムURL】

本URL：

https://reg34.smp.ne.jp/regist/switch/00002G0001dC5fs_3B/PreRegistration

予備URL：

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/switch/00002G0001dEC9Umi8/PreRegistration>

※予備URLはアクセス過多等により、本URL接続に時間を要する場合に備えて設定されております。

Ⅲ 電子媒体（CD-R等）の郵送

※①及び②は「I オンライン請求システム」と同じ

③ ②により出力したエクセルファイルを電子媒体へ格納し、国保連合会へ郵送又は持ち込み等

※必ず診療報酬請求のファイルとは別の電子媒体に格納し、本事業に係るファイルが格納されたものである旨を明記して郵送すること

Ⅳ 紙媒体の郵送

① 県ホームページから交付申請書様式（紙媒体）を印刷

② 交付申請書（様式1）及び事業計画書（様式2-2）に必要事項を記載

③ ②により記載した交付申請書等について、国保連合会へ郵送又は持ち込み等

郵送提出先住所：

〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

宮城県国民健康保険団体連合会 宛て

※「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 申請書在中」等と朱書きすること

6 交付申請の期間及び回数

I 申請期間

令和2年7月22日から令和3年2月28日までの期間のうち、毎月15日から当月末日までとする

（毎月1日から14日までの期間は、交付申請の受付を実施しないものとし、上記期間外に到着した申請所等は翌月分の受付とする）

II 申請回数

各医療機関等からの交付申請は1回限りとし、原則として変更交付申請は認めない

7 補助金の交付の時期

「5 申請方法等」に基づき交付申請を行った場合は、申請を受理した月の翌月末頃

8 実績報告及び補助金の精算

5に基づき概算により交付申請を行った場合は、別途指定する期日までに、実績報告書を提出すること

なお、実績報告書の提出により補助金の額を確定し、概算払い済額が確定額を上回っていた場合は、県に超過交付分を返還する

8 留意事項等

- ・交付決定の条件を遵守すること。本事業により交付されるのは給付金ではなく補助金であり、交付決定の条件に反した場合には、決定の取消し等が行われる場合がある
- ・本事業により取得した単価30万円以上の備品等については、財産処分の制限があり、一定の期間が経過するまでは、県の承認を得ないで処分することはできないこと
- ・本事業に係る消費税仕入控除税額報告書については、0円であっても必ず報告が必要であること